

複写して使用してください。また、座間市役所ホームページからダウンロードすることもできます。

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄				※市町村ごとに異なります	
特別徴収義務者 指定番号					
当市通知書の 連続番号					
連絡先の氏名、 所属課、係名及び 電話番号		課・係			
		氏名			
		電話	(内線)		
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1月 から退職時までの 給与支払額	
1. 退職		1. 特別徴収継続		円	
2. 転勤		※別枠B欄も記入ください			
3. 合併職		2. 一括徴収			
4. 休職		※別枠A欄も記入ください			
5. 長期欠勤		(1月以降は必須)		控除社会 保険料額	
6. 死亡		月分で納入		円	
7. 会社解散		(月 日納期分)			
8. 住所誤報		3. 普通徴収			
9. その他		理由			
(特別徴収不可)					

### A. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額 円	氏名	続柄
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	住所	
異動者印		.	円	電話	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

### B. 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名、 所属課、係名及び 電話番号		課・係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地				氏名	月割額 円を
フリガナ				電話	月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称				(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
代表者の職氏名					納入書 要 ・ 不要
個人番号 又は法人番号					

市記入欄	査定	
	入力	
	確認	

[提出先] 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市市民税課市民税係

異動処理番号	
--------	--

市記入欄	
------	--

50か20で始まる8桁の数字を入れてください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記入してください。

「当市通知書の宛先番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された連続番号を記入してください。

「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。新勤務先に送付願います。

「ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。

また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。

新勤務先では最下段の事項を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。

# 給与所得者異動届出書 記入例 (特別徴収継続)

異動届出書の提出については本紙1ページにある「異動届出書の提出」を参照してください。

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者指定番号 50111111		※市町村ごとに異なります	
当市通知書の連続番号 3		課・係 人事課人事労務係		氏名 特徴 花子	
連絡先の氏名、所属課、係名及び電話番号		電話 000-000-0000 (内線 123)			
(宛先) 座間 市長	住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	特別徴収税額(年税額) 円 140,000	徴収済額 円 35,600	未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400	異動年月日 令和 4.8.3
令和××年〇〇月△△日提出	氏名 鈴木 一郎 (旧姓)	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	から退職時までの給与支払額 1,200,000 控除社会保険料額 60,000
給与支払者(特別徴収義務者)	代表取締役 特徴 太郎	給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ 123456 氏名 鈴木 一郎		給与支払額 1,200,000	
1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1	生年月日 昭和 平成 50年 1月 1日	給与支払額 1,200,000		給与支払額 1,200,000	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1	給与支払額 1,200,000		給与支払額 1,200,000	
給与の支払を受けなくなった後の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所	給与支払額 1,200,000		給与支払額 1,200,000	

指定番号とは座間市で特別徴収義務者に指定している50か20で始まる8ケタの番号です。

届出書の中段は貴社での特別徴収の実績(ア)～(ウ)、異動年月日、異動後の未徴収税額の徴収方法等を記入してください。

(ア) 特別徴収税額・・・  
納税義務者の年税額を記入してください。

(イ) 徴収済税額・・・  
納入済みの月分およびその合計税額を記

退職した年度の1月1日から退職時までの給与

座間市より特別徴収義務者に指定されている場合、必ず指定番号を記入してください。新規

新しい会社で特別徴収を開始する月とその月割

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

- 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)
- 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が100万円以下)
- 3 (普D) 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない)
- 4 (普E) 事業専従者

### B. 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	50222222	課・係 人事課給与係	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒789-0123 〇〇県▽市●●4-5-6	フリガナ マルバツフドウサン カブシキガイシャ	連絡先の氏名、所属課、係名及び電話番号 氏名 特徴 三郎	新規の場合は、いりかきをしてください。
氏名又は名称 〇×不動産 株式会社	代表者の職氏名 代表取締役 特徴 次郎	電話 111-111-1111 (内線 123)	納入書 要・不要
個人番号 又は法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			

納税義務者が転勤または退職した後(異動の事由1～3のいずれかに該当)、新事業所から引き続き特別徴収を希望する旨の申し出があった場合、「特別徴収継続」欄以外は旧事業所で記入した上で新事業所に回送し、新事業所から提出するよう依頼してください。

# 給与所得者異動届出書 記入例 (一括徴収)

異動届出書の提出については本紙1ページにある「異動届出書の提出」を参照してください。

## 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

(宛先) 座間 市長		住所(居所)又は所在地 〒012-3456		1. 現年度		2. 新年度		3.	
令和××年 〇〇月 〇〇日提出		フリガナ		特別徴収義務者指定番号		50111111		※市町村ごとに異なります	
フリガナ		氏名又は名称		当市通知書の連続番号		3			
フリガナ		株式会社 ○×商事		連絡先の氏名、所属課、係名及び電話番号		課・係		人事課人事労務係	
フリガナ		代表取締役 特徴 太郎		氏名		特徴 花子			
フリガナ		個人番号又は法人番号		電話		000-000-0000		(内線 123)	
フリガナ		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		特別徴収税額(年税額)		徴収済額		未徴収税額(ア)-(イ)	
フリガナ		スズキ イチロウ		140,000		6 月 35,600		9 月 104,400	
フリガナ		鈴木 一郎		異動年月日		4・8・3		退職理由	
フリガナ		昭和 平成 50 年 1 月 1 日		1 退職		2 転勤		3 合併	
フリガナ		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		1,200,000		4 休職		5 長期欠勤	
フリガナ		〇〇県××市△△3-2-1		60,000		6 死亡		7 会社解散	
フリガナ		給与の支払を受けなくなった後の住所		控除社会保険料額		8 住所誤報		9 その他(特別徴収不可)	
フリガナ		A. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		9 月分(1月以降は必須)		10 月10日納期分	
フリガナ		一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等		3. 普通徴収	
フリガナ		1. 異動が令和 4 年 12 月 31 日		徴収予定月 日		氏名		理由	
フリガナ		2. 異動が令和 5 年 1 月 1 日		徴収予定額		続柄		1 (普B) 10 月分(1月以降は必須)	
フリガナ		以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)		住所		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が100万円以下)	
フリガナ		異動者印		104,400		電話		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	
フリガナ		鈴木						4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	

指定番号とは座間市で特別徴収義務者に指定している50か20で始まる8ケタの番号です。連続番号とは税額通知に記載されている納税義務者の連続番号です。

届出書の中段は貴社での特別徴収の実績(ア)～(ウ)、異動年月日、異動後の未徴収税額の徴収方法等を記入してください。

(ア) 特別徴収税額・・・納税義務者の年税額を記入してください。

(イ) 徴収済税額・・・納入済みの月分およびその合計税額を記入してください。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済税額 35,600円(6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

退職した年度の1月1日から退職時までの給与支払金額と社会保険料の金額を記入してください。

一括で徴収した税額を納入する月

※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

納税義務者が1月1日から4月30日までに退職等で特別徴収を継続できなくなった場合、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、6月1日から12月31日までに退職された場合についても納税義務者の了解を得て未徴収税額を一括徴収して下さるようお願いいたします。また、一括徴収する際は、納税

# 給与所得者異動届出書 記入例 (普通徴収)

異動届出書の提出については本紙1ページにある「異動届出書の提出」を参照してください。

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

(宛先) 座間 市長 令和××年 〇〇月 〇〇日提出		〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3 カブシキガイシャ マルバツショウジ		1. 現年度 ※市町村処理欄 特別徴収義務者 指定番号 50111111 当市通知書の 連続番号 3		2. 新年度 ※市町村ごと に異なります		3. 両年度							
(特別徴収義務者) 給与支払者 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎 個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号又は法人番号		連絡先の氏名、所属課、係名及び電話番号 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)		給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ 氏名 鈴木 一郎 (旧姓) 生年月日 昭和・平成 50年 1月 1日 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1 給与の支払を受けなくなった後の住所		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000 (イ) 徴収済額 円 35,600 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400 異動年月日 令和 4・8・3		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 ※別枠B欄も記入ください 2. 一括徴収 ※別枠A欄も記入ください (1月以降は必須) 月分 日納期分 3. 普通徴収 理由 異動事由のとおり		退職時までの給与支払額 円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000	
A. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、この欄にも記載してください。															
一括徴収の理由 1. 異動が令和××年 12月 31日 までで、申出があったため ( 月 日申出) 2. 異動が令和××年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定 徴収予定月 日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記のと同額) 円		相続人の氏名等 氏名 続柄 住所 電話		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が100万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)									

指定番号とは座間市で特別徴収義務者に指定している50か20で始まる8ケタの番号です。

届出書の中段は貴社での特別徴収の実績(ア)～(ウ)、異動年月日、異動後の未徴収税額の徴収方法を記入してください。

(ア) 特別徴収税額・・・  
納税義務者の年税額を記入してください。

(イ) 徴収済税額・・・  
納入済みの月分およびその合計税額を記

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

退職した年度の1月1日から退職時までの給与

納税義務者の退職等(異動の事由1、4～7のいずれかに該当)の理由で特別徴収できなくなった未徴収税額を納税義務者自身で納めてもらう場合は普通徴収を選択してください。